

平成12年10月26日

再建型法的整理会社の実態調査

日本公認会計士協会 近畿会

法務会計委員会

「再建型法的整理会社の実態調査」の公表について

平成不況が長期化の様相を呈しており、多数の倒産会社が発生していると新聞等で報じられています。しかしながら、会社が経営破綻をきたした原因は何であったのか、そして、会社更生法や和議法等で再生を期している会社の現状はどのような状態にあるのか、また、このような会社の調査等に係わった公認会計士に対する評価はどのようなものであるのかといったような事項についてまとめられた資料は、我々が調査した限りでは見あたりませんでした。

そこで、日本公認会計士協会近畿会法務会計委員会では、平成11年7月末のデータを基に、破綻会社のその後の状況、その破綻会社に対する公認会計士調査の概要と問題点、今後の調査において公認会計士に期待する事項等についてアンケート方式により実態調査を実施しました。そして、その回答結果について、集計し、法務会計委員会での討議内容をまとめたものが本報告書です。

本報告書が公認会計士の実務上の参考資料として活用され、公認会計士の業務の品質向上に役立ち、法曹関係者やその他の関係者によって広く活用されることを期待して、このたび公表する運びとなりました。

なお、御承知のとおり、平成12年4月から、和議法が廃止され、新たな倒産法制として民事再生法及び特定調停法が施行されておりますので、この実態調査の意義を疑問視する向きもあるかもしれません。しかし、和議法が悪法であると言われても、その実態を客観的な統計データとして収集した資料は知りうる限りでは充分ではありませんし、今回のように和議法に係った公認会計士の業務の良否について調査したのは初めてと考えます。民事再生法も和議法を受け継いでおり、公認会計士の行う業務も和議法での業務と大きな関連があると考えますので、その意味で今回の調査は有意義であると確信しています。

今回のアンケート調査を行うにあたって、データ提供及び調査項目や方法等については大阪地方裁判所民事第6部のご助力とご指導をいただきました。また、アンケートの発送については、大阪弁護士会のご協力をいただきました。そして、弁護士の先生方には、お忙しいなか、我々のアンケート調査にご協力いただきました。このような関係者の皆様方のご支援をいただきました結果、本報告書を公表できたことを、法務会計委員会一同、心より感謝申し上げます次第です。

平成12年10月

(担当副会長 高橋 義雄)

再建型法的整理会社の実態調査

平成12年10月26日

日本公認会計士協会 近畿会 法務会計委員会

第1部 アンケート調査結果の要約

アンケート調査の実施概況

アンケート調査対象の選定基準、調査票の発送先及び発送基準と回収状況については、第2部で記載している。

今回の調査では、平成3年から5年の間において、会社更生法又は和議法が認可された会社を調査対象とし、アンケート調査票を100件送付し、19件の回答が得られた。

発送件数と回答件数がともに少ないため、普遍的な統計データとしては取り扱うことは無理であると判断し、回答を集計し、その内容を吟味することで、再建型法的整理会社の実態分析を行うとともに、その調査に携わった公認会計士の調査状況と今後改善すべき問題点の検討を行うことにした。

我々が実施したアンケートに対する回答内容については、その集約したものを第3部に掲載している。

アンケート調査回答分析の要約

アンケート調査に対する回答についての近畿会法務会計委員会における討議内容は第4部で詳細に掲載している。ここでは、その議論されたもののなかで、特に重要と思われる事項を抽出し、その概要を記載することにする。

1. 破綻会社のその後の状況について

会社更生法、和議法ともに、予定の業績を上回っている会社はなく、ほぼ予定通りが1社あっただけで、破綻した会社が1社、その他は予定より悪いという結果となっている。また、和議申立代理人からの回答によれば、和議債権の弁済が予定どおり実行されているのが1社のみで、遅れ気味が3社、不履行が2社であった。

限られた範囲での調査ではあるが、「和議が認可されても履行されることがほとんどない」という一般的な悪評を裏付けられるような結果が得られた。

2. 経営破綻した原因について

今回、アンケートの回答があった19件のうち(複数回答可) 9件が「過剰な設備投資」を、8件が「過剰な資金借入れ」と「経営判断の誤り」をあげている。そして、「経営者の能力」とする回答も6件あった。

これらは、いずれも「経営トップの判断」に起因するものである。破綻原因が経営者にある場合、企業の再生をその経営者に託することが妥当であるかを検討することも必要であろう。

債権の弁済が計画通りなされている会社3社のなかで、計画通り履行できている原因として、「経営者の交替」と「従業員の意識改革」をあげているのが2社あったことも参考になるのではないかと。

3. 破綻前に関与していた職業会計人(公認会計士、税理士等)にもっと充実した指導をして欲しかった事項について

複数回答可という条件であったが、19件中8件が「経営全般に関するコンサルティング」をあげ、6件が「正確な経営情報の経営者への報告」、5件が「経営者教育」、4件が「原価管理」という回答であった。「正確な経営情報の経営者への報告」については、粉飾の見落としも含まれるものと考えられる。

これらの回答は、我々が職業会計人として日常の業務を行ううえでの大きな示唆と思われる。

ただし、破綻直前の会社の場合、一般的には職業会計人に対し少ない報酬しか支払われないことが多く、場合によっては報酬支払が滞っていることも多々ある。そのため、そこまでのサービスを要求されるのは酷であるという意見もあった。

4. 公認会計士の調査に対する満足度について

公認会計士の調査に対する満足度は、18件中10件が「満足」という結果であった。これは、公認会計士の団体が実施したアンケートであったことから、割り引いて評価すべき事項とも考えられる。

「やや不満」という回答として、「甘い調査結果となっている」という指摘があった。これは、実際に調査を担当する側にとっては、かなり厳しい指摘事項である。会社の将来性を評価し、会社の再建計画可能性を判断することは極めて困難なことであるため、結果的

に、「いろいろな条件がクリアできれば、可能」というような意見になってしまうのではないだろうか。

将来の経済情勢の予測は、非常に困難な場合が多い。ただ、いろいろな条件を少なくして意見表明する努力はしていかなければならないものとする。公認会計士には、このような要請に対応すべく自己研鑽に励むと共に、それを支援するような研修制度の充実も必要であろう。

5. 公認会計士の調査でもっと詳細な意見を期待する事項について

この項目については、「会社の将来性評価（事業の継続能力）」が16件とほとんど全員の弁護士の先生が期待しているという結果となった。また、「経費削減見込み」も8件あった。

これらの回答から、会社の将来性を見通す論理と、それを伝える技術が公認会計士には要請されていると考えられる。つまり、公認会計士の主たる業務が監査業務であるため、破綻会社の調査に置いて、実績値の検討が中心となる傾向が強いようであるが、むしろ、経営コンサルタント的な視点にたったサービスがこのような業務を行うにあたっては要請されているものと考えられる。

また、「経営者の責任」も7件あった。経営破綻に対する経営者責任に関しては、調査報告書等において、はっきりと言及するべきであろう。

第2部 アンケート調査の実施概要

アンケート調査の目的

日本公認会計士協会近畿会の法務会計委員会では、公認会計士としての立場から、企業倒産法制について事例研究を中心に研究を行ってきた。平成12年4月からは和議法が廃止され、新たな倒産法制として民事再生法が施行されることとなった。これを契機に、破綻会社の実態、これらの会社に対する公認会計士の調査に対する評価、そして今後の公認会計士に対する調査に対する要望等を把握するため、大阪地方裁判所民事第6部及び大阪弁護士会のご協力を得てアンケート調査を実施した。

今回のアンケート調査は、これまであまり実施されてこなかった再建型法的整理会社のフォローアップ調査についても情報収集しており、生きた貴重なデータとして今後の委員会活動に利用するとともに、集計結果とその分析結果を公表することによって、各界の方々の参考とされることを希望している。また、今後の会社更生法の調査や、民事再生手続きに基づく公認会計士調査実務の品質向上に役立てたいと考えている。

再建型法的整理の申立状況

大阪地方裁判所管轄における再建型法的整理の申立状況は以下のとおりであった。但し、調査データ収集時点の関係で、平成11年度における件数は、平成11年7月末における数値となっている。

和議事件

申立年度	申立会社数	取下会社数	開始決定会社数	うち認可会社数
平成3年度	31	17	10	9
平成4年度	38	12	21	20
平成5年度	49	22	25	23
平成6年度	45	19	23	21
平成7年度	25	4	19	18
平成8年度	28	11	16	16
平成9年度	26	17	8	8
平成10年度	54	12	38	27
平成11年度	19	4	1	

整理事件

申立年度	申立会社数	取下会社数	開始決定会社数	実行命令会社数
平成 3 年度	4	2	2	2
平成 4 年度	4	1	3	2
平成 5 年度	7	5	2	2
平成 6 年度	4		4	3
平成 7 年度	7	4	3	3
平成 8 年度	1	1		
平成 9 年度	1			
平成 10 年度	1	1		
平成 11 年度	2			

会社更生事件

申立年度	申立会社数	取下会社数	開始決定会社数	うち認可会社数
平成 3 年度	3		3	3
平成 4 年度	4		4	3
平成 5 年度	16		16	16
平成 6 年度	2		2	2
平成 7 年度	1		1	1
平成 8 年度	2		2	
平成 9 年度	3	1	2	
平成 10 年度	19	1	17	2
平成 11 年度	1		1	

アンケート調査対象

今回のアンケート調査では、平成 3 年度から 5 年度にかけて会社更生法及び和議法が認可された会社を調査対象とした。というのは、直近の認可会社であれば、その後の事業再生状況が調査できないこと、そして、それ以前の認可会社であれば、アンケート調査にご協力願う弁護士の先生方が必要な書類を手元に保管されていないことが危惧されるので、前記した条件で調査対象会社を選定した。法的整理会社については、件数が極めて少ないことから今回の調査対象からは除外している。

また、今回のアンケート調査は会社更生法の場合は管財人に、和議法の場合は、申立代理人と和議整理委員の弁護士の先生方に対して実施した。というのは、直接会社にアンケート調査を行っても調査に協力していただけないことが危惧された（特に、再生が難航している会社等）ことや、公認会計士の調査に対する客観的な回答が期待できないと考えたためである。

なお、和議法については、調査に着手した時点（平成 11 年 7 月）では、廃止されること

が決定していたが、基本的な事項については、民事再生法に引き継がれるのではないかと考え、公認会計士の調査の実態を把握するために有用であると判断し、調査の対象に加えることとした。

アンケート調査の発送および回収状況

アンケート調査対象となる会社名と会社更生法であれば管財人の弁護士の先生、和議法であれば整理委員と申立代理人をされた弁護士の先生の把握は、大阪地方裁判所民事第6部の御協力を得た。そして、大阪弁護士会のご協力を得て、それぞれの先生方のメール・ボックスに投函する方法で平成11年11月19日にアンケート調査票を発送した。

前記した基準によれば、アンケート調査の対象会社は会社更生法適用会社が22社、和議法認可会社が52社あったが、会社更生法の申立時点では複数の会社であったが、認可後、認可会社同士が合併した会社があったことや、業務廃止等によりアンケートを実施できない弁護士の先生がいた等の理由で、アンケート調査は合計で100社に対し実施した。

その発送と回収の状況は以下のとおりであった。

1. 回答状況

	回答	(%)
回 答	19	(19.0)
未 回 答	81	(81.0)
合 計	100	(100.0)

2. 対象者

	発送	発送率	回答	回答率
会社更生法管財人	12	(12.0)	2	(16.6)
和議法申立代理人	47	(47.0)	6	(12.8)
和議整理委員	41	(41.0)	11	(26.8)
合 計	100	(100.0)	19	(19.0)

この回答状況は、アンケート調査に対する一般的な回収率からすれば、非常に高い回答率を得られたものと認識している。

会社更生法は、対象事件数があまりにも少なすぎたため、回答件数も少なく、残念な結

果に終わっている。更生会社に関しては、事業管財人にもアンケート調査票を送付すべきであったという反省材料となった。

申立代理人の先生にとっては、調査に従事する公認会計士との接点は極めて少なく、アンケート内容が不適切なものがあつたため、回答に苦慮された結果、低い回答率となつたと考えられる。これに対して、公認会計士とコミュニケーションを取る必要性の高い和議整理委員の先生からは高い回答率が得られ、研究資料として非常に参考になつた。

今回、アンケート対象を、平成3年から5年にかけての申立事件にしたのは、その後の破綻会社の再生状況を調査したかつたという意図があつたためであつたが、弁護士の先生にとってはかなり昔の事件という印象が強かつたようで、資料も手元になく回答できないという回答もあつた。

今後の実態調査をするにあつた反省材料としたい。

第3部 アンケートの様式・項目・回答の集計

<会社更生法 管財人用>

平成3年から5年度にかけて、会社更生法が認可された会社は22社であったが、この内6社はグループ会社であり、申立後に合併し、1社に併合されたため、実質的な調査対象会社は17社であった。さらに、この17社の中には、親子会社等が含まれており、12の企業グループが調査対象となった。そこで、管財人に就任しておられる弁護士の先生12名にアンケート用紙を発送したが、ご回答いただいたのは1名の先生で、担当しておられた2社について回答をいただいた。

対象会社の概要

1. 認可されて以降の会社の業績はいかがですか

	回答		回答
予定より良い	0	ほぼ予定どおり	0
予定より悪い	2	破綻	0

2. 債権の弁済率と弁済条件について概要を教えてください

更生担保権（更生手続開始決定日以降の利息損害金免除）

リース等は5年回分割（700万円以下は一括） 抵当権は2年据置 13年分割弁済

一般更生債権

1億円以下 16.6% 一括弁済（年度末）、1億円超 22.2% 10年分割弁済

保証債権は一般更生債権の75%

一般更生債権5億円超かつ更生担保権との合計が10億円以上の債権者には2.9%につき株式代物弁済

3. 仮に破産を選択した場合の予想配当率を教えてください

A社（12.9%）

B社（13.0%）

4. 債権の弁済状況はいかがですか

	回答
更生計画どおり	2
遅れ気味	0
不履行	0

5. 前項目の質問で「遅れ気味」と「不履行」と回答された会社では何回目まで弁済条件を履行できましたか

該当なし

6. 更生計画どおり弁済している会社について
更生計画を履行できている要因は何であると思われますか（複数回答可）

	回答		回答
経営者の交替	2	金融機関の支援	0
取引先の支援	0	会社の技術力	2
従業員の意識改革	2	市場環境の改善	0
人員の削減	1	債務の減免	2
その他（		）	0

7. 経営破綻をきたした原因は何であったと思われますか（複数回答可）

	回答		回答
経営者の放漫経営	1	経営者の能力	2
経営判断の誤り	1	会社の技術力	1
労使紛争	0	従業員のモラル	0
金融機関の貸し渋り	0	バブルの崩壊	0
過剰な資金借入	1	親会社等の関係会社の経営破綻	1
主要取引先の倒産	0	過剰な設備投資	1
価格競争の激化	0	その他（	）0

8. 破綻前に関与していた職業会計人（公認会計士、税理士等）にもっと充実した指導をして欲しかった事項としてどのようなものがありますか（複数回答可）

	回答		回答
経営全般に関するコンサルティング	0	経営者教育	0
従業員教育	0	正確な経営情報の経営者への報告	1
人事面に関する指導	0	資金繰計画	0
月次決算指導	0	税務上の指導	0
原価管理	2	その他（	）2

「その他」のコメント：粉飾決算（棚卸）の見落とし

9. 調査委員の意見はどうでしたか

	回答
更生可能	1
困難があるが、努力すれば更生可能	1
相当困難があるが、条件に恵まれれば更生可能	0
更生不能	0
その他 ()	0

10. 更生法適用前における会社の経営形態は

	回答		回答
同族経営	1	非同族経営	0
大手会社の系列	1	その他 ()	0

11. 認可日以降の従業員数の増減

	回答		回答
増加	1	ほぼ同じ	0
減少	0	大幅減少 (3 5 % 減)	1

12. 今後の見通しについて

	回答		回答
条件は履行できる	2	若干時間はかかるが何とか履行できる	0
履行は困難	0	不明 (理由)	0

[コメント]

** 機器業界自体が更生計画認可時に比して大きく環境が変わり、それに対応すべく組織の見直し、生產品目の見直し・開発等を行っている。

公認会計士の調査について

< 会社更生法 管財人 >

1. 調査人として依頼した公認会計士の選任理由

	回答
以前からの知り合いであった (以前に共同して仕事をした経験の有無 有・無)	0
人からの紹介(具体的に;)	0
その他()	2
「その他」のコメント: 裁判所の選定	

2. 公認会計士の調査に対する満足度

	回答		回答
満足	2	まあ満足	0
普通	0	やや不満	0
不満	0		

やや不満、不満と回答された方に

不満と思われた事項を簡単にご教示願います(今後の品質向上のために)

該当なし

3. 公認会計士の調査期間はどれくらいでしたか

	回答		回答
2ヶ月以内	0	3ヶ月以内	2
4ヶ月以内	0	5ヶ月以内	0
6ヶ月以内	0	6ヶ月超(ヶ月; 原因)	0

4. 公認会計士の調査期間は指定期間内に完了しましたか

	回答		回答
完了した	2	延期した(ヶ月)	0

5. 公認会計士の調査期間に関する評価はいかがでしたか

	回答		回答
適切	0	短い	2
長い	0	その他()	0

6. 公認会計士とのコミュニケーションについて

	回答		回答
適時報告を受けていた	2	時々経過報告があった	0
ほとんど経過報告がなかった	0		

7. 公認会計士の調査報告書について

	回答		回答
判り易い	2	まあ判り易い	0
普通	0	やや判りにくい	0
判りにくい	0	その他()	0

8. 公認会計士の調査報告書は何ページ位ありましたか

A社 (350 ページ) B社 (50 ページ)

A社の場合、更生会社6社分であった

9. 公認会計士の調査報告書はもっと簡潔にすべきという意見がありますが

	回答		回答
もっと簡潔にすべきである	0	今の程度でよい	0
もっと詳細なものが必要	0	一概にいけない	2
その他()			0

10. 公認会計士の調査報告書は会社の再建に有益であったと思われませんか

	回答		回答
有益であった	2	ある程度有益であった	0
あまり有益でなかった	0	全く役に立たなかった	0
その他()			0

11. 再建に対する公認会計士の意見について条件が多すぎるという批判がありますが

	回答		回答
条件が多すぎる	0	適当と思う	0
もっと条件を付すべきである	0	一概にいけない	2
その他()			0

12. 調査委員には公認会計士が適格であると思いますか

	回答		回答
思う	2	思わない	0
判らない	0	その他 ()	0

**13. 前問で「思わない」と回答された方に
どのような資格を有する者が調査委員に適格だと思われませんか**

民間調査機関 税理士 中小企業診断士 司法書士
その他()
該当なし

**14. 公認会計士の調査でもっと詳細な意見を期待するならばどのような事項ですか
(複数回答可)**

	回答		回答
会社の将来性評価 (事業の継続能力)	1	会社の技術力の評価	1
会社の営業力の評価	1	従業員のレベルの評価	0
経費削減見込み	0	経営者の責任	0
金融機関の支援見込み	0	主要取引先の支援見込み	0
その他 ()	0		

15. その他、何か私どもの調査に役立つと思われる情報があれば、ご教示下さい。

- ・ 更生会社の規模、更生手続開始決定迄の日程、スポンサー企業が決定しているか、M & A手法か、自主再建型か等により調査委員に求める調査内容や調査の精度、調査報告書の提出期間には自ら異なります。
- ・ 保全管理人、管財人の立場からすれば、調査委員が連絡を密にして頂き、事案に即した調査をして頂くことを望みます。
- ・ 以前において申立代理人として関与したケースで、調査委員の公認会計士 (監査法人) がその業界の取引慣行を理解しておらず、会社更生手続の流れも理解しておらず、説明に困惑した。最低限度の法的知識を備えて頂きたい。

< 和議整理委員 >

平成3年から5年度にかけて和議が認可された事件は52件あったが、和議整理委員の先生が業務廃止等をしているため、アンケートの発送を見合わせた事件が2件あった。また、1人で複数の事件を担当しておられる先生がおられたため、41名の整理委員の先生にアンケート用紙を送付し、11名の先生から回答をいただいた。

対象会社の概要

1. 経営破綻をきたした原因は何であったと思われますか (複数回答可)			
	回答		回答
経営者の放漫経営	2	経営者の能力	1
経営判断の誤り	4	会社の技術力	0
労使紛争	0	従業員のモラル	0
金融機関の貸し渋り	0	バブルの崩壊	3
過剰な資金借入	4	親会社等の関係会社の経営破綻	1
主要取引先の倒産	2	過剰な設備投資	5
価格競争の激化	1	その他 ()	2

「その他」のコメント：1. 需要の変化に対応できなかった
2. 与信管理の不備

2. 破綻前に関与していた職業会計人 (公認会計士、税理士等) にもっと充実した指導をして欲しかった事項としてどのようなものがありますか (複数回答可)			
	回答		回答
経営全般に関するコンサルティング	5	経営者教育	3
従業員教育	0	正確な経営情報の経営者への報告	2
人事面に関する指導	0	資金繰計画	2
月次決算指導	0	税務上の指導	2
原価管理	1	その他 ()	1

「その他」のコメント：

3. 職業会計人の和議条件の履行に対する意見はどうでしたか	
	回答
履行可能	4
困難があるが、努力すれば履行可能	3
相当困難があるが、条件に恵まれれば履行可能	2
履行不能	0
その他 ()	1

4. 和議債権の弁済率と弁済条件について概要を教えてください

- コメント1：和議認可決定確定の日から1年目を第1回とし、和議債権元本額の5%迄を5年間支払う（合計25%の支払い）。前記が履行されたときは、債権者は元本残額及び利息、損害金債権の全部を免除する。
- コメント2：和議認可決定確定日から1年以内に元本債権額の2.857%。以後、1年毎に前記同%ずつ6回支払う。それ以外の元本及び利息・損害金を全部免除する。
- コメント3：記録が処分済みなので、不明。（2件）
- コメント4：100%を以下の分割で支払う。1回目（1年半後） 3%、2～8回 5%、9～10回 6%、11～20回 5%。
- コメント5：本件和議認可決定確定の日から一年目を第1回として、爾後1年毎に第10回までそれぞれ各和議債権元本額の3%までを支払う。（合計30%まで）各和議債権者は、前項の支払が履行されたときは爾余の元本債権及び利息損害金債権を全部免除する。
- コメント6：和議債権のうち60%と利息並びに遅延損害金を免除する。和議債権の残り40%に当たる金額を和議認可決定の日より満1年後から10年後まで10回に分け、満1年後から満5年後までは満1年ごと3%を、満6年後から満10年後までは1年ごとに5%を弁済する。
- コメント7：弁済率40%。弁済条件、認可決定確定後1年を経過した時から毎年4%ずつ計10年間支払う。
- コメント8：1か年ごとに第10回まで各和議債権元本額の3%まで計30%を支払う。支払が履行されたときは残余の元本債権と利息損害金債権を免除する。
- コメント9：15%を和議認可決定確定後2年間据え置いたのち10年（10回）分割で返済。

5. 仮に破産を選択した場合の予想配当率を教えてください

A社（2.55%以下）	B社（3.2%）	C社（5.0%）
D社（6.0%）	E社（6.6%）	F社（7.3%）
G社（8.12%）	不明 2社	

6. 会社の経営形態は

	回答		回答
同族経営	7	非同族経営	2
大手会社の系列	0	その他（	） 0

公認会計士の調査について

1. 整理委員の補助者として依頼した公認会計士の選任理由

	回答
以前からの知り合いであった (以前に共同して仕事をした経験の有無 有・無)	9 (有7、無1、未記入1)
人からの紹介(具体的に;近畿会からの推薦)	1
その他()	1

「その他のコメント」

整理委員の知り合いの公認会計士が選任されるシステムはやめて、法務会計委員会推薦の公認会計士にすべく運動すべきである。依頼者の不信感も多々ある。

2. 公認会計士の調査に対する満足度

	回答		回答		回答
満足	8	まあ満足	1	普通	0
やや不満	2	不満	0		

やや不満、不満と回答された方に

不満と思われた事項を簡単にご教示願います(今後の品質向上のために)

該当なし

3. 公認会計士の調査期間はどれくらいでしたか

	回答		回答		回答
2ヶ月以内	3	3ヶ月以内	3	4ヶ月以内	3
5ヶ月以内	2	6ヶ月以内	0		
6ヶ月超()	ヶ月;原因				0

4. 公認会計士の調査は指定期間内に完了しましたか

	回答		回答
完了した	10	延期した()ヶ月)	1(2ヶ月)

5. 公認会計士の調査期間に関する評価はいかがでしたか

	回答		回答		回答
適切	9	短い	1	長い	0
その他()			1		

「その他」のコメント: 多少長かったが、事案に照らしやむを得ないと思った。

6. 公認会計士とのコミュニケーションについて

	回答		回答
適時報告を受けていた	9	時々経過報告があった	1
ほとんど経過報告がなかった	1		

7. 公認会計士の調査報告書について

	回答		回答		回答
判り易い	8	まあ判り易い	2	普通	0
やや判りにくい	1	判りにくい	0		
その他 ()					0

8. 公認会計士の調査報告書は何ページ位ありましたか

A社 (14 ページ)	B社 (15 ページ)	C社・D社・E社 (20 ページ)
F社 (30 ページ)	G社 (50 ページ)	H社・I社 (53 ページ)
J社・K社 (60 ページ)		

9. 公認会計士の調査報告書はもっと簡潔にすべきという意見がありますが

	回答		回答
もっと簡潔にすべきである	0	今の程度でよい	7
もっと詳細なものが必要	0	一概にいけない	4
その他 ()			0

10. 公認会計士の調査報告書は会社の再建に有益であったと思われませんか

	回答		回答
有益であった	5	ある程度有益であった	4
あまり有益でなかった	1	全く役に立たなかった	0
その他 ()			1

「その他」のコメント：和議は成立しなかったなので、結果はでなかった。

11. 再建に対する公認会計士の意見について条件が多すぎるという批判がありますが

	回答		回答
条件が多すぎる	1	適当と思う	5
もっと条件を付すべきである	0	一概にいけない	4
その他 ()			1

12. 調査には公認会計士が適格であると思いますか

	回答	回答	回答
思う	11	思わない	0
判らない			0
その他 ()			0

コメント1：ただし、裁判所の運用に関する意見を聞く必要がある。

13. 前問で「思わない」と回答された方に

どのような資格を有する者が調査委員に適格だと思われませんか

民間調査機関 税理士 中小企業診断士 司法書士

その他()

該当なし

14. 公認会計士の調査でもっと詳細な意見を期待するならばどのような事項ですか

(複数回答可)

	回答		回答
会社の将来性評価(事業の継続能力)	10	会社の技術力の評価	0
会社の営業力の評価	3	従業員のレベルの評価	2
経費削減見込み	4	経営者の責任	4
金融機関の支援見込み	1	主要取引先の支援見込み	0
その他()	0		

15. その他、何か私どもの調査に役立つと思われる情報があれば、ご教示下さい。

コメント1：大昔に担当した事件で記録も手許になく、記憶も確かではないので回答できません。

コメント2：本件は、公認会計士の調査報告書及び整理委員(当職)の意見書とも、申立会社は和議条件を履行することは困難であるとして、和議開始不相当の意見を提出したにもかかわらず裁判所が和議開始決定をし、債権者集会で法定多数の同意を得て、和議認可決定をした事案。

<和議法 申立代理人用>

平成3年から5年度にかけて和議が認可された事件が52件あったが、和議申立代理人の中には業務廃止等により回答が期待できない事件が3件あり、対象から除外した。1人で複数の事件を担当しておられる先生がいたため、47名の整理委員の先生にアンケート用紙を送付し、5名の先生から6社分の回答をいただいた。

対象会社の概要

1. 認可されて以降の会社の業績はいかがですか

	回答		回答
予定より良い	0	ほぼ予定どおり	1
予定より悪い	4	破綻	1

2. 和議条件の履行状況はいかがですか

	回答		回答
条件どおり	1	遅れ気味	3
不履行	2		

3. 前項目の質問で「遅れ気味」と「不履行」と回答された会社では何回目まで弁済条件を履行できましたか

A社・B社(1回)	C社(2回)
D社(3回)	E社(4回)

コメント1：条件どおりと回答しているが、2回目までの履行は確認しているものの、3回以降は会社が管理しており、当方には債権者から3回目、4回目の履行期後に問い合わせが2～3件入っているため、債権管理をきちんとしていない債権者には支払っていない可能性がある。

4. 条件どおり弁済している会社について

条件を履行できている要因は何であると思われますか (複数回答可)

	回答		回答
経営者の交替	0	金融機関の支援	0
取引先の支援	1	会社の技術力	1
従業員の意識改革	0	市場環境の改善	0
人員の削減	0	債務の減免	0
その他 ()	0		

5. 経営破綻をきたした原因は何であったと思われますか (複数回答可)

	回答		回答
経営者の放漫経営	1	経営者の能力	3
経営判断の誤り	3	会社の技術力	1
労使紛争	0	従業員のモラル	0
金融機関の貸し渋り	0	バブルの崩壊	2
過剰な資金借入	3	親会社等の関係会社の経営破綻	1
主要取引先の倒産	0	過剰な設備投資	3
価格競争の激化	2	その他 ()	1

「その他」のコメント：親会社から仕入を強要された小型建設機械では収益性が悪かったのに断れなかった。

6. 破綻前に関与していた職業会計人 (公認会計士、税理士等) にもっと充実した指導をして欲しかった事項としてどのようなものがありますか (複数回答可)

	回答		回答
経営全般に関するコンサルティング	3	経営者教育	2
従業員教育	0	正確な経営情報の経営者への報告	3
人事面に関する指導	0	資金繰計画	1
月次決算指導	0	税務上の指導	1
原価管理	1	その他 ()	0

7. 和議条件に対する調査委員の意見はどうでしたか

	回答
履行可能	2
困難があるが、努力すれば履行可能	3
相当困難があるが、条件に恵まれれば履行可能	1
履行不能	0
その他 ()	0

8. 和議法適用前における会社の経営形態は

	回答		回答
同族経営	6	非同族経営	0
大手会社の系列	0	その他()	0

9. 認可日以降の従業員数の増減

	回答		回答
増加	0	ほぼ同じ	1
減少	3	大幅減少(%減)	2

「大幅減少」のコメント：70%減・・・1、%欄無記入・・・1

10. 今後の見通しについて

	回答		回答
条件は履行できる	0	若干時間はかかるが何とか履行できる	2
履行は困難	3	不明(理由)	1

コメント1：現在の景気を前提とすれば困難だが、少しでも上向けば何とか履行できる。

公認会計士の調査について

1. 公認会計士の調査に対する満足度

	回答		回答
満足	0	まあ満足	3
普通	2	やや不満	1
不満	0		

やや不満、不満と回答された方に

不満と思われた事項を簡単にご教示願います（今後の品質向上のために）

甘い調査結果となっている。「いろいろな条件をクリアできれば弁済可能」との意見は、結局、判断をしていないことになる。問題は「いろいろな条件をクリア」できるかどうかであるので、それについて判断をしなければ意味がない。

2. 公認会計士の調査期間はどれくらいでしたか

	回答		回答
2ヶ月以内	1	3ヶ月以内	3
4ヶ月以内	1	5ヶ月以内	0
6ヶ月以内	1	6ヶ月超（ヶ月；原因）	0

3. 公認会計士の調査期間は指定期間内に完了しましたか

	回答		回答
完了した	4	延期した（ヶ月）	2

「延期した」のコメント：2ヶ月 1、月数不明 1

4. 公認会計士の調査期間に関する評価はいかがでしたか

	回答		回答
適切	3	短い	0
長い	2	その他（ヶ月）	1

5. 公認会計士とのコミュニケーションについて

	回答		回答
適時報告を受けていた	1	時々経過報告があった	1
ほとんど経過報告がなかった	4		

6. 公認会計士の調査報告書について

	回答		回答
判り易い	1	まあ判り易い	0
普通	4	やや判りにくい	0
判りにくい	0	その他()	0

7. 公認会計士の調査報告書は何ページ位ありましたか

A社(40ページ)	B社(30ページ)
C社(20~30ページ)	D社(10ページ)

8. 公認会計士の調査報告書はもっと簡潔にすべきという意見がありますが

	回答		回答
もっと簡潔にすべきである	0	今の程度でよい	2
もっと詳細なものが必要	0	一概にいえない	3
その他()			0

9. 公認会計士の調査報告書は会社の再建に有益であったと思われませんか

	回答		回答
有益であった	1	ある程度有益であった	3
あまり有益でなかった	1	全く役に立たなかった	0
その他()			0

10. 再建に対する公認会計士の意見について条件が多すぎるという批判がありますが

	回答		回答
条件が多すぎる	1	適当と思う	1
もっと条件を付すべきである	0	一概にいえない	3
その他()			0

11. 調査には公認会計士が適格であると思いますか

	回答		回答
思う	5	思わない	0
判らない	0	その他()	0

12. 前問で「思わない」と回答された方に

どのような資格を有する者が調査委員に適格だと思われませんか

民間調査機関 税理士 中小企業診断士 司法書士
その他()

該当なし

13. 公認会計士の調査でもっと詳細な意見を期待するならばどのような事項ですか
(複数回答可)

	回答		回答
会社の将来性評価(事業の継続能力)	5	会社の技術力の評価	0
会社の営業力の評価	1	従業員のレベルの評価	0
経費削減見込み	4	経営者の責任	3
金融機関の支援見込み	0	主要取引先の支援見込み	0
その他()			0

14. その他、何か私どもの調査に役立つと思われる情報があれば、ご教示下さい。

コメント1：和議が認可になった会社で、その履行を完全にした会社は1割前後でしかない。倒産には、突発的なものでなく慢性的な原因があることが多く、その場合ほとんど再建は不可能である。それなのに「何と何の条件があれば弁済可能」との意見を出す場合が多い。確かに会社の将来の業績を予測することは難しいが、やはり意見としては、過去の業績から将来の業績を予測するしかないのであるから思い切って意見を出すべきである。倒産するような会社の経営者は特に一步離れて会社を見ることができない人が多く、申立人代理人もその依頼の関係上強引に自分の意見を押しつけることができない。しかし、会計士の立場はフリーなのであるから自己の信ずるところを思い切って表明することを望みます。

コメント2：公認会計士は、会社の財務内容の分析には長けておられるが、税務申告という実務という面で若干物足りないものを感じることがあります。理論上はこうだという意見を頂戴するが、現実の申告がそれでいけるのかという問いかけには明確な回答のないことがあります。税理士(申立会社の)さんと連動して頂くとより効率的になるかと思えます。

第4部 アンケート結果に対する所見

今回の調査では、調査件数が100件、回答件数が19件と調査対象数が少なく、かつ、回答数も少なかったこともあり、この調査結果をもって、普遍的な統計データとして採用することは、無理があると考えた。そのため、アンケートの結果得られた回答に対する法務会計委員会における議論の概要をとりまとめることで、アンケート結果分析に代えることにした。

1. 会社更生法及び和議法認可後の会社の業績について

会社更生法、和議法ともに、予定の業績を上回っている会社はなく、ほぼ予定通りが1社あただけで、破綻した会社が1社、その他は予定より悪いという結果となっている。また、和議申立代理人からの回答によれば、和議債権の弁済が予定どおり実行されているのが1社のみで、遅れ気味が3社、不履行が2社であった。しかも、予定どおりという回答をいただいたものの、代理人の先生が履行を確認しているのは2回目までで、3回目以降の弁済については会社が管理しているという条件付きであった。しかも、3回目以降の支払についての問い合わせがきている旨のコメントがあり、実際には遅れ気味となっている公算が大きいと考えられる。

経営破綻した会社の場合、破綻にいたった構造的な要因に加え、取引先からの信用の低下に伴う取引条件の悪化や、最近の低迷している景気の影響を受け、再建が難航しているものと考えられる。今回のアンケート調査結果を見る限りでは、「和議が認可されても履行されることがほとんどない」という一般的な風評と合致する結果となっている。今回の調査対象外の事件ではあるが、委員が関係した事件で、予定通り再建計画が推移しているのは、不況カルテル的な組織を有している特殊業界のみであるという情報提供もあった。

また、無理を承知の上で再建計画をたてている事例もあるのではないかという意見もあった。つまり、債務免除割合を高く設定すれば、債務弁済負担が軽減され、会社再建の見込みは高くなる。しかし、その一方、多額の債務免除益が発生し、再建前に税金納付義務が生じ、債務弁済が困難となる。そのため、実行することが困難であることを承知の上で高い弁済率を設定している事例も考えられるという意見もあった。破綻企業の再建を支援するような税制度の制定に向けての提言をするべきであるという意見があった。

いずれにしても、破綻した企業の再建は非常に厳しいものがあることが今回の調査でも結果として示されている。

2．経営破綻の原因について

今回、アンケートの回答があった19件のうち（複数回答可）9件が「過剰な設備投資」を、8件が「過剰な資金借入れ」と「経営判断の誤り」をあげている。そして、「経営者の能力」とする回答が6件あった。

これらは、いずれも経営トップの経営責任につながり、経営破綻はすべて経営トップの判断ミスが招いたものではないかという意見があった。破綻原因が経営者にある場合、企業の再生をその経営者に託することが妥当であるかを検討することも必要であろう。

また、民事再生法等で経営者が経営権を持続できる制度についても見直す必要性があるのではないかという意見もあった。

債権の弁済が計画通りなされている会社3社のなかで、計画通り履行できている原因として、「会社の技術力」をあげているのが3社、「経営者の交替」と「従業員の意識改革」をあげているのが2社あったことも参考になると思われる。

3．破綻前に関与していた職業会計人（公認会計士、税理士等）にもっと充実した指導をして欲しかった事項について

複数回答可という条件であったが、19件中8件が「経営全般に関するコンサルティング」をあげ、6件が「正確な経営情報の経営者への報告」、5件が「経営者教育」、4件が「原価管理」という回答であった。「正確な経営情報の報告」については、粉飾の見落としも含められているのではないかという意見もあった。

なお「原価管理」は「管理」というより回答者の意図としては「意思決定情報」の一環と捉えているのではないかという意見もあった。これは、何人かの弁護士からそのような要望を聞いているとのことであった。

これらは、我々が職業会計人として日常業務を行ううえでの大きな示唆となると思われる。

ただし、委員のなかには、破綻直前の会社の場合、職業会計人に対しては極めて少ない報酬しか支払われない、場合によっては報酬支払いが滞っていることもあり、そこまでのサービスを要求されるのは酷であるという意見もあった。

また、通常、破綻原因が生じつつある場合、職業会計人としては、経営者に対する助言・勧告をしているはずであり、その助言と勧告が経営者に受け入れられなかった結果、破綻が生じたことも多々あるのではないかという意見もあった。

4．公認会計士の調査に対する満足度について

公認会計士の調査に対する満足度は、18件中10件が「満足」という回答をいただいた。これは、公認会計士の団体が実施したアンケートであったことから、社交辞令的な回答も含まれており、割引いて受け止めるべきであろうが、法務会計委員会としては正直なところ安堵した回答結果であった。

ただし、「やや不満」という回答も3件あった。「調査を担当する公認会計士は、法務会計委員会が推薦すべき」という意見が寄せられており、その意見の補足として「依頼者の不信感も多々ある」という指摘があった。ここでいう「依頼者」とは誰を指しているのか、そして、どのような「不信感」があったのか、短いコメントであったため、委員会では把握できなかった。しかしながら、不信感があるということは、早急に調査をし、適切な対応策を講じることが必要であり、弁護士の先生との交流会を積極的に開催すべきという意見があった。この問題については、今後の課題であると認識するにとどめ、今回の調査ではこれ以上踏み込まないことにした。

また、「甘い調査結果となっている」という指摘は、実際に調査を担当した者にとっては、かなり耳の痛い問題である。会社の将来性を評価し、会社の再建計画可能性を判断することは極めて困難なことであるため、結果的に、「いろいろな条件がクリアーできれば、可能」というような消極的肯定的な意見になってしまうのではないだろうか。

公認会計士の出した意見によって再生できなければ、責任問題が発生すると考え、慎重な意見形成になるのではないかという意見があった。公認会計士の出す意見は、絶対的なものではなく、調査担当者（当然ながら職業的専門家）としての見解を示したものであって、法律、税務、会計、経済、行政（地域社会の代表）、従業員代表などさまざまな立場から総合的に判定するのが望ましいのではないかという意見もあった。

また、「いろいろな条件をクリアーできるかどうか」は、多くの場合、経済状況が良くならないとクリアーできると言いきることができず、一公認会計士が、判断できるものではない。将来の経済情勢の予測は、非常に困難なものである。しかしながら、いろいろな条件を少なくして意見表明する努力はしていかなばならないという意見もあった。

次項とも関連するが、公認会計士には、会社の将来を見通す論理と、それを伝える技術が要請されており、このような要請に対応すべく公認会計士は自己研鑽に励むと共に、それを支援するような研修制度の充実も必要であるという意見もあった。

5. 公認会計士の調査でもっと詳細な意見を期待する事項について

この項目については、「会社の将来性評価（事業の継続能力）」が16件とほとんど全員の

弁護士の先生が期待しているという結果となった。また、「経費削減見込み」も8件あった。

これは一体もので会社の将来性を見通す論理と、それを伝える技術が公認会計士には要請されているのではないかという意見があった。つまり、監査業務を主たる業務とする公認会計士は、過去会計に眼が行きがちなので、経営コンサルタントとしての眼を養う必要があるのだらうという意見であった。経営破綻をきたした原因を分析することも重要であるが、当該企業の再建可能性について職業的専門家としての見解を示すことの方がより重要であるという意見があった。そのためには、経営者や会社幹部とのヒヤリング技法を充実させることが必要である。

また、「経営者の責任」も7件あった。経営者の責任に関しては、はっきりと報告書において言及するべきという意見が委員会では大勢を占めた。

6. 公認会計士とのコミュニケーションについて

この質問に対しては、和議整理委員の先生から「適時報告を受けていた」と回答があったものは9件で、「時々経過報告があった」と「ほとんど経過報告がなかった」が各1件であった。

この結果については、正直なところ全員の先生から「適時報告を受けていた」という回答が得られることを期待していただけに、残念な結果であった。整理委員の補助者として和議調査を担当しているだけに、整理委員の先生とは頻繁に連絡をとることは必要である。今後、「民事再生法調査ガイドライン」等を作成する際には、監督委員との連携についても記載する必要があると思われる。

7. その他の事項について

(1) 調査委員の公認会計士が破綻会社の業界の取引慣行を理解していなかった

特殊な業界であれば、それまでの実務経験において実際に関与していなければ、業界の取引慣行を調査着手時点では理解できないことも多々あると思われる。このような場合、複数の公認会計士が関与し、経験者を中心にチームを組んで対応するべきであるという意見があった。自分に知識のない特殊業界に属する破綻会社の調査を委嘱された場合、その業界に精通した公認会計士の助言を仰ぎ、場合によっては、調査業務に協力してもらうことによって、プロとしての職責を全うすることは当然の義務であると考えられる。

(2) 調査委員が会社更生手続の流れを理解していなかった

近畿会の会員のなかでも会社更生法の調査業務に携わったことのある経験者は非常に少ないものと思われる。そのため、法務会計委員会では会社更生法に対する研修会を開催することで、会員が基礎知識を修得する場を提供すると共に、近畿会の会員業務部に調査員の推薦依頼があった場合、調査事案によっては、経験者と未経験者を組み合わせて会員推薦を行う方法も検討する余地があるという意見があった。

また、日本公認会計士協会近畿会法務会計委員会が昭和56年1月に作成した「会社更生法調査マニュアル」の内容を見直し、改訂する必要があるという意見もあった。

ただ、会社更生法事件については、件数自体が少ないこともあり、マニュアルの改正や、研修会を開催する必要性に対し、疑問視する意見もあった。条件付きではあるが、過去の報告書の閲覧が許されているので、それを最大限、活用すべきという意見もあった。

(3) 税務面に関する知識不足

倒産に関する税制は特殊な分野に属し、精通している者は公認会計士のみならず、税理士でも極めて少数ではないかと思われる。そのため、税務処理において一般的な見解は示せても、課税当局がそれを容認してもらえるか即答できない事態が非常に多い。そのため、特殊な分野ではあるが、近畿会でまとまった勉強会を開催し、事例研究を推進するべきであるという意見があった。

以 上

あとがき

日本公認会計士協会近畿会法務会計委員会（以下「本委員会」と略す）は、昭和 56 年 1 月に「会社更生法調査マニュアル」、昭和 60 年 2 月に「和議法調査ガイドライン」、昭和 61 年 12 月に「和議法調査フォローアップ結果報告」、そして平成 6 年 12 月に「和議法調査ガイドライン（改訂版）」を公表してきました。これらの公表物は、会員が業務を遂行するに当たっての参考資料として活用され、会員業務の品質向上に寄与してきたものと自負いたしております。

本委員会は、平成 7 年 3 月末に、近畿会の委員会の見直しにより、経営委員会に統合されることによって、独立委員会としての活動を休止しておりました。その後、和議法の廃止と民事再生法の制定、特定調停制度の創設等、法務会計分野における環境が変動したことに伴い、平成 11 年 6 月に独立した委員会として復活いたしました。

本委員会を立ち上げるための準備委員会の席上で、「倒産会社の調査に公認会計士が担当することが多いが、公認会計士の行っている調査が、報告書利用者から満足されているかどうかについて実情調査を行うことが必要である」という提言があり、この提言を受けて、アンケートを実施し、まとめ上げた結果が本報告書です。

今回のアンケート調査に当たっては、基礎データの収集については大阪地方裁判所第 6 民事部小澤一郎前部長と本郷前総括書記官のご協力をいただきました。アンケート調査項目の検討にも的確なご助言をいただきましたことにつきまして、心より感謝いたしております。アンケート調査の発送につきましては、大阪弁護士会のご協力をいただきました。

また、お忙しいなか、相当以前の資料を探し出して、アンケートに回答していただきました弁護士の先生方にも心より感謝申し上げます。

平成 12 年 10 月

日本公認会計士協会 近畿会
法務会計委員会 委員長 玉置 栄一